

小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会について

1. 趣旨

小型無人機の安全な飛行の確保については、「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」において、基本的なルール整備を中心に検討を進めてきたところであり、その取組の一つとして、本年 12 月 10 日、航空法の一部改正法が施行される。小型無人機については、今後とも、安全確保、利用促進、技術開発等様々な視点からの課題を解決していくことが必要である。

小型無人機に係るビジネス展開と技術開発は急速に進んでおり、これに対応しつつ課題を解決していくには、関係する幅広い関係者の知見を結集し、これに継続的に取り組む体制が必要である。

このため、官民の専門家・関係者が一堂に会し協議を行う場として、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会（「以下「協議会」という。」）を設ける。

2. 構成員及び運営

議長は、内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付）とする。

協議会の構成員は、小型無人機に関する関係府省庁連絡会議を構成する府省庁、関係業界等で構成するものとし、別紙 1 のとおりとする。

必要に応じ、別紙 1 以外の者の出席を求めることができることとともに、議長が必要があると認める時は、協議会の構成員として追加できるものとする。

また、運営要領は、別紙 2 のとおりとする。

3. 当面のスケジュール

平成 28 年夏を目途に小型無人機に関する制度設計の方向性の取りまとめを行うために、今後 2 ヶ月に 1 回程度、協議会を開催することとする。

また、資料 1 - 2 のうち、①に関する課題を集中的に検討するため、「小型無人機の安全確保のための制度設計に関する分科会（仮称）」を開催する。なお、出席者及びスケジュールについては、国土交通省において調整する。

※第 2 回協議会（平成 28 年 2 月頃開催予定）の概要

- ・ 関係府省庁における取組についての報告
- ・ 小型無人機関係者からの論点に関する意見の発表 等

【政府側構成員】

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付）
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（内政担当）付）
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対応・危機管理）付）
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室内閣参事官
内閣官房日本経済再生総合事務局内閣参事官
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター内閣参事官
内閣府地方創生推進室次長
警察庁警備局警備企画課長
消費者庁消費者政策課長
総務省総合通信基盤局電波部電波政策課長
消防庁総務課長
法務省民事局参事官
文部科学省大臣官房総務課企画官
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
農林水産省消費・安全局植物防疫課長
経済産業省製造産業局産業機械課長
国土交通省航空局安全部安全企画課長

【民間側構成員】（五十音順）

アマゾンジャパン株式会社
IoT推進コンソーシアム
一般財団法人日本ラジコン電波安全協会
一般社団法人新経済連盟
一般社団法人全国警備業協会
一般社団法人全日本航空事業連合会
一般社団法人日本アド・コンテンツ制作社連盟
一般社団法人日本経済団体連合会
一般社団法人日本航空宇宙工業会
一般社団法人日本新聞協会
一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人日本マルチコプター安全推進協会
一般社団法人日本民間放送連盟

一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会
一般社団法人農林水産航空協会
エアロセンス株式会社
公益社団法人日本航空機操縦士協会
公益財団法人航空輸送技術研究センター
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
国立研究開発法人産業技術総合研究所
国立研究開発法人情報通信研究機構
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
国立研究開発法人電子航法研究所
国立研究開発法人防災科学技術研究所
産業競争力懇談会
D J I Japan 株式会社
電気事業連合会
日本産業用無人航空機協会
日本測量調査技術協会
日本放送協会
日本模型航空連盟
日本ラジコン模型工業会
Parrot 社
東日本旅客鉄道株式会社
ミニサーベイヤーコンソーシアム

「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」 運営要領

「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」（以下「協議会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 協議会は非公開とし、協議会終了後、議事要旨及び協議会で配布された資料を速やかに公表する。ただし、議長が必要と認めるときは、議事要旨又は配布資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
2. 協議会は、必要に応じ、民間企業、専門家等からの意見聴取を求めるほか、広く一般から意見を求めるプロセス（パブリックコメント等）を行う。
3. 協議会は、必要に応じ、分科会を開催することができる。分科会の構成員は、議長が指名する。
4. この運営要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会で決定する。